

平成23年第3回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成23年9月22日 午前10時00分開議

日程第1	議会改革検討特別委員会調査報告	
日程第2	議案第65号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第66号 壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第67号 市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第68号 武生水A辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第69号 平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)	予算特別委員長報告、可決 本会議・可決
日程第7	議案第70号 平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第71号 平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第72号 平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第73号 平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第74号 平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議事第75号 平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議事第76号 平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	認定第1号 平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告、認定 本会議、認定

日程第15	認定第2号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第3号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	認定第4号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第18	認定第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第19	認定第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	認定第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第8号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第9号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第10号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第11号	平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	認定第12号	平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員長報告・不認定 討論・本会議・不認定
日程第26	陳情第2号	介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第27	発議第6号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	発議第7号	離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第29	発議第8号	航路対策調査特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第30	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件		申し出のとおり決定
日程第31	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君

5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鶴瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君	代表監査委員	山本 善勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

・

日程第 1 . 議会改革検討特別委員会調査報告について

議長（市山 繁君） 日程第 1、議会改革検討特別委員会調査報告について議題といたします。
小金丸益明議会改革検討特別委員会委員長、お願いします。

〔議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 登壇〕

議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 平成 23 年 9 月 22 日、本日、吉野市議会議長市山繁様。議会改革検討特別委員会委員長小金丸益明。

委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第 45 条第 2 項の規定により報告します。

記。平成 23 年 3 月定例会において本委員会が設置され、議会基本条例の制定及び次期改選時における議員定数条例の改正と、あわせて議会としての機能向上及び効率的な議会運営に資するための方策を調査研究することとし、7 回の委員会を開催し協議を重ねました。

1、議会基本条例の制定について、議会報告会実施要綱について、通年議会実施要綱について、2、定数条例の改正について、以上の項目についての調査協議が終了したので、次のとおり報告します。

調査協議の結果、1、議会基本条例の制定について、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中で、二元代表制の一翼である議会の担う役割と責任はこれまで以上に重要なものとなってきました。

このため、議会は市長、その他の執行機関と対等な関係を構築し、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分発揮しなければなりません。

市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するため、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会の意思決定に関する説明責任を果たす必要があります。

議会は、市民に開かれた議事を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするため基本条例を制定するに至りました。

去る 7 月 27 日には、日本で最初に議会基本条例を制定された北海道栗山町の元議会事務局長の中尾修氏を講師として招聘し、「全国に広がる地方議会改革」と題し、議員全員による研修会を開催、基本条例についての研修を行うとともに、7 月 15 日から 31 日まで、ホームページ及び市役所各庁舎において基本条例に対するパブリックコメントを実施し、市民からの意見を募集いたしました。

法制執務の視点から法規の担当課へ事前に確認・調整し、条例（案）と法令との適法性、整合性や執行部へ影響が生じる項目について内容の精査も行ってまいりました。

このことを踏まえ、12月定例会において条例を提出する予定であり、あわせて議会報告会実施要綱並びに通年議会実施要綱も定めることとしております。

次に、2、定数条例の改正について、壱岐市の今後の財政状況は合併後10年経過した平成26年度以降5年間で交付税が段階的に縮減されていき、平成31年度からは壱岐市での1本算定となり、21億円程度減額される状況であります。

また、今後の人口動態から判断しても、定数を削減すべきとする考えは全議員による意向調査においてもおおむね一致するところではありますが、大幅な削減を求める意見と、急激な削減を避けて段階的削減を望むとする意見に大別されております。

極端に減ずるとすれば本来の委員会活動ができないとの意見もありますが、現在の3常任委員会を2常任委員会にすることによって、十分審議は可能であると思われれます。

また、新人等が立候補しにくいという面もありますが、選挙公営（ポスター代等の公費負担）について、条例化していくことでクリアできるものと思われれます。

議会にあっては合意形成が最も重要であることから、全議員に対し意向調査を実施するとともに、姉妹都市である諏訪市の実態等を考慮し、18名・16名とする2案に絞られました。

しかし、いずれの案も理論的根拠をもって適正数であると立証することは困難でありました。

このような経過を踏まえ、県下各市における定数条例の下限値と議員の意向調査をもとに、検証・討議を重ね、18名・16名とする選択採決を行った結果、両論拮抗する中、賛成多数をもって16名と決定いたしました。

よって、現行の定数20名から4名を減じ、議員定数に関する条例定数を16名とすることとし、次の一般選挙から適用すべきであるとの結論に達した次第であります。

議員報酬については、議会としては今後とも壱岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重するという方針であります。

以上を最終報告としますが、基本条例においては、第23条により見直し規定を設けていることから、条例施行後は議会運営委員会において検証し、改正等を含め適正な措置を講じられるよう強く要望するものであります。

以上であります。

議長（市山 繁君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。中村議員。

議員（12番 中村出征雄君） 委員長に審議の過程について。

議長（市山 繁君） マイク。

議員（12番 中村出征雄君） 2点だけお尋ねしたいと思いますが、まず1点目は全議員に対するアンケート調査を実施されましたが、その結果について議論があったのかどうか、それをま

ず1点目。

そして2点目は、議員歳費については、この報告の中では報酬審議会の答申を尊重するということですが、「議会としてみずから減額したらどうか」というような意見がなかったのかどうか、以上2点についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 小金丸委員長。

議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 皆さん、御承知のように20名の議員の皆さんを対象にアンケート調査を実施しました。

結果は、18名とする方向がいいという意向が14名、16名とする意向を持つ議員の方が6名という、数字的にはそういう結果が出ました。

御存じのように、適正数の論拠となる理由を付記していただくようにアンケートは実施しました。

その中では、先ほど報告書にも入れておりますように、常任委員会の運営ができるかどうか等々、それと段階的がよくないかという意見がございました。

今回のアンケートは、その数をもって採決の材料にするのではなく、皆さん方の意向をお聞きして、その理由に対する議論を7名の委員で慎重審議・討議を重ねてまいりました。

その結果、ここにも書いておりますように拮抗いたしました。私が委員長で、採決にまずは加わりませんので、委員6名で採決いたしましたところ、18が3名、16が3名ということで拮抗いたしました。委員長判断ということで16ということに決しました。それが1点目です。

2点目、報酬につきましては、特段大きな議題としては取り上げておりませんが、その端々でみずからの報酬については「今ある報酬審議会のほうにゆだねるべき」という意見がございまして、あえてその文言をつけ加えさせていただいています。

以上です。

議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、議会改革検討特別委員会の調査報告を終わります。

〔議会改革検討特別委員会委員長（小金丸益明君） 降壇〕

日程第2 . 議案第65号～日程第26 . 陳情第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第2、議案第65号老岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第26、陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情まで、25件を一括議題といたします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 吉岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記。議案第65号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第66号吉岐市税条例等の一部改正について、原案可決。議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第74号平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、認定第9号平成22年度吉岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第9号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

もう1件、陳情第3号の付託を受けておりましたが、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める陳情については、慎重審議をいたしたいと思ひまして継続審査といたしております。

以上、報告いたします。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第70号平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第71号平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第

73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決。議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)、原案可決。

続きまして、認定第2号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成22年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成22年度壱岐市後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について、本委員会に付託された認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第8号については、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第12号については、認定しないこととしたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

委員会意見、認定第12号壱岐市病院事業会計決算認定については、市民病院建設から7年が経過し、建設費等44億円の債務の返済等過重なる負担がかかっているとはいえ、累積赤字は20億円を超え年次ごとにも収支の改善が全く見られない。

公営企業法の独立採算の原則から見ても、改善命令や減少の指示さえ出されない状態である。

委員会としても、毎年のように離島の置かれた厳しい医療環境、医師確保の困難性等の観点から赤字予算を追認してきた。26年度から交付税の減額が目の前に迫っている今、このまま多額の赤字決算を容認することはできない。

また、医師の招聘、病院スタッフ等の話し合い等は執行部に全面協力することを確認している。早急に短・中期の改善計画を議会に示されることを強く要望し、不認定といたします。

続きまして、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見は下記のとおりであり、措置としては市長へ送付しております。

委員会の意見、介護保険の運営状況は厳しく、昨年においても基金を4,000万円取り崩し、残9,200万円になっております。またさらに言えば、本年度は恐らく5,000万円近く取り崩して基金残高は4,000万円前後になることが予想されております。

将来の高齢化の状況を考えると、保険料の改定なしにはいたずらにサービスの向上のみを議論することはできない。よって、資格対象として、1、居宅介護者に限定する。2、要介護4、5の認定を受けている被介護者を介護する者。3、市内での非課税世帯に限定する。

以上の条件をつけて、執行部におかれましては、早急に予算措置をされることを望むものである。

根拠法となる介護保険法115条の44項にいう地域支援対策事業として年額3万円程度を紙オムツ代として補助されたい。対象は、市内で166人で、合計金額は498万円であります。

県下の市では、吉崎市、対馬市のみがこれを実施しておらず、居宅介護者の窮状を今まで見過ごしてきた厚生委員会も深くこれを反省するものであります。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉崎市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第67号市道路線の認定について、原案可決。議案第72号平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第75号平成23年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、認定第6号平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成22年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号平成22年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成22年度吉崎市水道事業会計決算認定について。

以上、本委員会に付託された認定第6号、認定第7号、認定第10号、認定第11号については、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定いたしましたので、吉崎市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

委員会の意見、付託を受け審査した4つの各会計の使用料の未収金徴収について、訪問徴収や分納誓約等、鋭意努力され、未納金額は若干減少しておりますが、今後とも悪質滞納者には規程に基づく給水停止や法的措置など強い徴収姿勢で臨まれない。

また、統一した滞納整理をするためにも、監査委員指摘の未納者徴収マニュアルを作成するとともに、定期的・効果的な訪問や交渉に加え、滞納要因の分析や徴収経過記録をもとに対策を講じるなど、一層の工夫と努力により収納率向上のために努力を尽くされるように強く要望をいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山和幸予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

予算特別委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

委員会意見、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の「壱岐市納骨堂屋根改修工事費」については、公平の原則からも問題があると思われ、設置の経緯、維持管理費等調査・確認の上、議会の了解を得た上で執行すること。

以上、報告いたします。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。町田光浩決算特別委員長。

〔決算特別委員長（町田 光浩君） 登壇〕

決算特別委員長（町田 光浩君） 決算特別委員会の報告をいたします。

認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第1号については、審査の結果、認定すべきものと決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

意見は付してありません。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、決算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第65号吉野市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第65号吉野市附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号吉野市税条例等の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第66号吉野市税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号市道路線の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第67号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第68号武生水A辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、原島辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地、瀬戸浦辺地及び石田辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第69号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第70号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第71号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第72号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第73号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第74号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第75号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第76号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第1号平成22年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第2号平成22年度苓崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成22年度苓崎市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第3号平成22年度苓崎市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成22年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第4号平成22年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成22年度苓崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第8号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定い

たしました。

次に、認定第9号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第9号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第10号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第11号平成22年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号平成22年度壱岐市病院事業会計決算認定について討論を行います。討論

ありませんか。中村議員。

議員（１２番 中村出征雄君） 私は、認定をするという立場で賛成の立場で討論したいと思います。

皆さんも御承知のように、全国の自治体病院は８割近くが赤字経営となっております。当然、民間では不採算部門等について自治体病院が担うということで、そのかわりに当然、国も病床数あるいはいろんなルールで交付税に算定をされております。

先ほども委員長が申されたように、２２年度末には累積赤字が２０億円というかつてない累積赤字となって厳しい経営にはかわりはありませんが、平成２２年度については、先般来から経営委員会等でも努力されて、病院収入、そして一般会計からの国から交付税措置された分の一定のルールの繰入金によって病院経費の支出に充てる。

少なくとも、償却費を除いた分はその経費で賄うということで努力をされてきておられます。

２２年度の償却は、御承知のように２億５，５００万円だったと思います。そして、単年度は約２億円、１億９，９００万円程度の単年度赤字でございますが、償却を除きますと５，５００万円の、除くと黒字となっております。

当然、企業経営ですから償却分も含めて黒字になるというのが、それはもう一番いいわけですが、２２年度についてはそういったことで、私は改善された跡が見られますので認定することに賛成であります。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ほかにありませんので討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第１２号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定しないとすべきものであります。

したがって、この決算について採決します。認定第１２号平成２２年度吉野市病院事業会計決算認定については、この決算のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、認定第１２号平成２２年度吉野市病院事業会計決算認定については、認定しないことに決定いたしました。

次に、陳情第２号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものです。本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第2号介護保険法の居宅介護給付サービスについて改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第27・発議第6号

議長（市山 繁君） 次に、日程第27、発議第6号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第6号、市山議会議長殿。提出者、壱岐市議会議員、鵜瀬和博。賛成者、同じく中村出征雄、今西菊乃。

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書（案）、昭和28年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止、減便、医療従事者の不足等、離島を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は離島の国家的、国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主自立性を発揮し、離島振興を進めることができるよう離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、下記事項の実現を強く要望する。

- 1、総合的な離島振興策を強力に推進するため、離島振興法を改正・延長すること。
- 2、国庫補助負担金の一括交付金化に当たっては、離島への補助金、交付金等は一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。
- 3、平成23年度に実施された「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的予算措置であるため、税制改正により恒久的な措置を実現すること。
- 4、離島航路運賃については、JR並みの運賃とするなど低廉化を図ること。
- 5、離島医療の深刻な事業にかんがみ、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。
- 6、離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学に係る財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月22日、長崎県壱岐市議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官です。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、発議第6号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鶴瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第6号「離島振興法」の改正・延長を求め

る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第28・発議第7号

議長（市山 繁君） 次に、日程第28、発議第7号離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。16番、大久保洪昭議員。

〔提出議員（大久保洪昭君） 登壇〕

提出議員（16番 大久保洪昭君） 発議第7号、壱岐市議会議長市山繁様、提出者、大久保洪昭、賛成者、深見義輝、同、中村出征雄。

離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書（案）、「国の離島ガソリン流通コスト支援事業」により、離島のガソリン価格は平成23年4月から実質的に割り引きになった。

しかし、離島におけるガソリン価格は本土に比べ、依然として割り高な状況にあり、ガソリン以外の燃油については手つかずのまま高騰が続いている。

また、離島では公共交通機関も十分な整備もされておらず、通勤通学など移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない。

また、生活を支える経済活動においても、燃油に依存する比重が非常に高く、特に基幹産業である農漁業においては燃油を欠かすことができない。

このように、島民の生活は本土に比べ割り高な燃油を利用することでしか成り立たない状況であり、社会活動、経済活動全般において、高いコストを強いられている。

さらに、離島の平均所得は本土に比べ約3割程度低く、安定した生活の維持がより困難な状況にあると言わざるを得ない。生活の厳しさはもはや待ったなしである。

人口流出や過疎化の進行はもとより、もはやとどまる兆しも見えず、深刻で本土との経済的格差の拡大継続は離島における生活の疲弊に拍車をかけている。

したがって、国において、離島に対する本土との生活格差是正のため、適切な施策の実施を求めるものである。

離島における住民の生活の安定と、産業の振興を図り、自発的かつ持続的に離島が発展するようガソリン流通コスト支援事業の拡充を求めるものである。

具体的には、輸送コスト1リッター当たり7円からの支援額をさらに引き上げ、かつガソリン以外の燃油についても流通コストを支援するよう事業を拡充する措置を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月22日、長崎県壱

岐阜議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、発議第7号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（大久保洪昭君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、発議第7号離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第7号離島の燃油流通コストを支援する事業の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第29．発議第8号

議長（市山 繁君） 次に、日程第29、発議第8号航路対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君 登壇）

議員（8番 今西 菊乃君） 発議第8号、岐阜市議会議長市山繁様。提出者、岐阜市議会議員、今西菊乃君、賛成者、町田正一、田原輝男。

航路対策調査特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり岐阜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

航路対策調査特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、航路対策調査特別委員会を設置す

るものとする。

記。1、名称、航路対策調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3、目的、航路・空路対策に関する調査。4、委員の定数、19名。5、委員の指名、議長を除く全員。6、期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上、提案いたします。

議長（市山 繁君） これから、発議第8号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君 降壇）

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号航路対策調査特別委員会の設置に関する決議については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第8号航路対策調査特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、航路対策調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに航路対策調査特別委員会を召集します。

委員会においては、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告を願います。

議員控室に集合願います。

しばらく休憩します。

午前11時19分休憩

.....
午前11時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

航路対策調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。委員長

に、8番今西菊乃議員、副委員長に10番、田原輝男議員、以上のとおりです。

日程第30．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第30、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があったております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

日程第31．議員派遣の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係議員の派遣をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決されました。

お諮りいたします。今期定例会において議決されました案件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よってそのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

ここで、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から本日まで、21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては十分尊重し市政運営に当たる所存でございます。今後とも、御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げます。

さて、本年度も昨年度に引き続き、市政懇談会を予定をいたしております。10月から11月にかけて、小学校区単位、全18地区で計画をいたしておるところでございます。

これは、市民の皆様には現在の市の取り組みや懸案事項について御説明し、理解を深めていただくとともに、市民皆様の生の声をお聞きし、市政に反映させるために実施するものでございます。市民皆様の多数の御参加をお願い申し上げたいところでございます。

さて、離島航路につきましては、行政報告の中で離島航路運賃の低廉化、JR並み運賃の実現を強く訴えてまいるということを申し上げました。

このことにつきましては、これから長崎県離島振興協議会、そして全国離島振興協議会におきまして関係省庁あるいは国会議員等に要望活動が活発化してまいります。

私は、全国離島の悲願であります航路運賃低廉化に向けて、この実現を強く訴えてまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、この離島航路の話題の中で、アルミ3胴船カーフェリーについて報道がなされております。

私は、議員皆様、市民皆様から誤解を受けることがあってはならないと思っております。現状について御説明を申し上げます。

まず、申し上げておかなければならないことは、3胴船の件について壱岐市に公文書、要望書や事業計画書等の公文書はいまだ一切いただいていないということでございます。

したがって、議会に御報告あるいは御相談申し上げる資料が手元にないということでございます。

しかしながら、「融資が受けられないのは市長の反対が壁である」、また「市が妨害する」という報道がございました。私は、一企業者が行う事業に反対したことはございませんし、反対する権限もございません。まして、妨害するなどということがあろうはずがございません。

私が反対しておりますのは、市のお金、すなわち市民皆様の税金をアルミ3胴船に使うことができないと申し上げているのでございます。

報道の中で、融資には市のバックアップ体制が最終的に不可欠とあります。市のバックアップ体制とはどういうことでしょうか。私は市がバックアップするということ、すなわち市が後方支援とするということは市が保証するということにほかならないと理解をいたしております。

このことにつきましては、私は市報6月号で市が関与できない理由を述べておりますけれども、

ここであえて申し上げたいと思います。

その時点では、壱岐市と対馬市が借り主ということでございましたけれども、今回は保証ということでございます。保証をするということは、それなりのリスクを覚悟しなければなりません。

壱岐市の普通税、市民税、固定資産税、軽自動車税等でございますけれども、約22億円でございます。3胴船の建造費等については資料がございませんが、当時と同じ計画といたしますと、このアルミ3胴船カーフェリーの建造費は約40億円を要します。壱岐市の普通税の2倍に近い金額を保証するということになります。万一の場合は、後世に莫大な借金を残すことにもなりかねません。

また、現在、合併により優遇されております地方交付税が平成31年度には、現在より21億円も減るという試算もされております。

厳しい財政運営を強いられることが明らかでございます。私は市民皆様の税は慎重が上にも慎重を期して、大事に使わねばならないと肝に銘じておるところでございます。

また、株式会社市民フェリー壱岐対馬は、直接の運行会社ではありませんので、どこかの会社に運行を任せることになると思われませんが、その辺も全く情報がございません。

したがって、このような状況の中で、まだ申し入れは受けておりませんが、たとえ申し出を受けたといたしましても、現段階で私は借り入れに対する保証なできないと考えているところでございます。

また、報道にありました鉄道運輸機構が壱岐市に対し、過疎債を活用し船を購入したらどうかという提案があったということに対し、なぜ壱岐市が船を購入しなければならないのか。鉄道運輸機構に文書をもって回答するように、要求を求めているところでございます。

蛇足でございますが、この3胴船は日本にまだ一隻も導入をされておられません。

こうした状況を、議員各位、市民の皆様におかれましては、ぜひ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会において、さまざまな施策等について御議論を賜りました。病院改革、壱岐市特別養護老人ホーム、防災に関する事など、いずれも本市にとって極めて重要な問題、課題であることは言うまでもございません。

私は、これまで市民皆様とお約束したマニフェスト達成に向けて誠心誠意取り組んでまいりました。また、多くの問題、課題に取り組んでまいりました。

残りの任期期間中、特に病院改革について、医師の確保を初め最大限努めてまいりますので、御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

台風15号は、本市を中心に大きな被害をもたらしております。これからまだこうした台風がいつ接近するかわかりません。

吉崎市といたしましては、今後とも防災対策に十分力を入れてまいりますので、市民皆様におかれましても、みずからの防災対策について、いま一度御確認いただきますようお願い申し上げます。

日に日に、秋の気配が感じられるようになってまいりました。議員皆様、市民皆様におかれましては、御健勝にて日々過ごされますことを心から御祈念申し上げます。閉会のごあいさついたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成23年第3回吉崎市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさんでございました。

午前11時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 今西 菊乃

署名議員 市山 和幸

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員